

「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保」に関する施策

	施策名	施策の内容	担当省庁
1(1)	未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施	関係省庁連携の下、幼稚園、保育所、認定こども園等の未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等の安全を確保する。このため、幼稚園、保育所、認定こども園等のほか、その所管機関や道路管理者、警察等の連携・協力により、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を本年9月末までに実施し、所管機関において、本年10月中に結果の概要を集約する。これを踏まえ、関係機関等において対策を具体化し、本年度内から順次対策に着手し、着実に必要な対策を推進する。	内閣府 (子ども・子育て本部) 文部科学省 (総合教育政策局) 厚生労働省 (子ども家庭局)
1(2)	園児等の交通安全緊急点検を踏まえた道路交通安全環境の整備	道路管理者と警察、保育所、幼稚園、地元の教育関係者等とで実施する安全点検の結果を踏まえ、地域に応じた道路交通の安全環境の整備を行う。 ①安心安全な歩行空間の整備 歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、歩道の拡充、無電柱化、踏切対策、防護柵の設置、舗装・標示などによる視認性向上等を地域の状況に応じて適切に講じる。 ②幹線道路と生活道路のエリアの機能分化 生活道路のエリアへのハンプや狭窄の設置等により、エリア内における車両の速度抑制を図るとともに、交差点改良や改築等の幹線道路対策を併せて実施することより、通過交通の生活道路からの排除、幹線道路への転換を促進する。	国土交通省 (道路局)
1(2)	未就学の子供を交通事故から守るための関係機関と連携した危険箇所の抽出と対策の実施	未就学の子供が集団で日常的に移動する経路や、その危険箇所について関係機関が集約した結果を踏まえ、関係機関と連携した合同の点検を実施するとともに、ゾーン30の整備等の面的な対策を含めて必要な交通安全施設等の整備等の対策を検討し、所要の対策を実施する。	警察庁 (交通局)
1(2)	未就学児の子供等の安全を確保するための無電柱化の推進	幅員が著しく狭い道路や歩道について、歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために、電柱の占用を制限するなど無電柱化を推進。	国土交通省 (道路局)
1(2)	AI・ICT・ビッグデータを活用した生活道路対策の強化	AIカメラの活用についての検討、ETC2.0等による車両の挙動等のデータ収集及び地方自治体等への提供を進め、潜在的な事故危険箇所や通過交通についての現状分析・対策立案を推進するとともに、ドライバーに対し、生活道路対策エリアへの進入時等において注意喚起を図る。	国土交通省 (道路局)
1(3)	スクールゾーンの設定推進	スクールゾーンの設定推進を本年6月中に都道府県教育委員会等に依頼。	文部科学省 (総合教育政策局)
1(3)	キッズゾーン(仮称)の創設について検討	小学校等の通学路に設けられているスクールゾーンに準ずるキッズゾーン(仮称)の創設について今秋を目途に検討。	厚生労働省 (子ども家庭局)
1(3)	幼児の通園路や園外活動中における見守り活動の充実	地域全体で通学路の見守り活動を支援する事業として実施してきた「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」(実施箇所1700箇所)を促進し、学外・園外において幼児を見守る体制を強化し、通園路や学校外・園外活動中の幼児・児童の一層の安全確保につなげる。	文部科学省 (総合教育政策局)

	施策名	施策の内容	担当省庁
1(3)	キッズガード(仮称)のモデル事業の実施及び制度化の検討	園外活動時に子ども達を見守るキッズガード(仮称)を配置する事業の実施に向け、本年度中にモデル事業を実施。課題を踏まえて制度化を検討する。	厚生労働省 (子ども家庭局)
1(3)	子供の通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締り	時速30キロメートル毎時を超えると、対歩行者事故における死亡事故率が顕著に増加することを踏まえ、時速30キロメートル毎時の区域規制が実施された子供の通行が多い生活道路等において、当該規制の実効性を確保して子供の尊い命を交通事故から守るため、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路でも活用できる「可搬式速度違反自動取締装置」を全国的に整備させ、効果検証も行う。	警察庁 (交通局)
1(3)	園外活動の安全面の留意点の周知徹底	園外活動における留意点について、都道府県教育委員会に周知徹底。かつ、都道府県教育委員会の幼児教育担当者及び学校安全教育担当者に対する研修会において周知徹底し改めて各県における幼稚園の園外活動の安全面の見直し(学校安全計画の見直しなど)を推進。	文部科学省 (総合教育政策局)
1(3)	保育所等の園外活動における留意事項の整理・周知	園外活動における留意事項の整理を行い、各市区町村に周知徹底。	厚生労働省 (子ども家庭局) 内閣府 (子ども・子育て本部)
1(4)	小学校の通学路の合同点検	文部科学省、警察庁、国土交通省の連携の下、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した、登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故を受けて、小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、点検結果を踏まえた道路交通安全環境の整備等を行ってきており、本年度以降も同様の取組を継続して行う。	文部科学省 (総合教育政策局) 警察庁 (交通局) 国土交通省 (道路局)
その他	自転車損害賠償責任保険等への加入促進	未成年者や高齢者の交通事故に関するリスクに対応するため、全国の地方公共団体による条例制定や国による情報提供の強化等により自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。	国土交通省 (道路局)

「高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進」に関する施策

施策名(更新版)	施策の内容	担当省庁
1(1)-1) 自動車税減税等の周知	自動車税減税等(本年10月施行)の周知による新車への代替を通じた普及を促進する。	経済産業省 (製造産業局)
2(1)-1) 衝突被害軽減ブレーキの国内基準策定	日本が基準案を提案する等国連での議論を主導した結果、衝突被害軽減ブレーキ(歩行者も検知)の国際基準が本年6月に採択見込みであり、来年1月の発効の際には同基準を国内に取り入れる。あわせて、本年内を目途に、新車を対象とした衝突被害軽減ブレーキの義務付けについて結論を得る。	国土交通省 (自動車局)
2(1)-1) 安全運転サポート車対象装置の性能認定制度導入	衝突被害軽減ブレーキに加えて、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の安全運転サポート車対象装置について、年内を目途に、性能認定制度の導入について結論を得る。	国土交通省 (自動車局)
2(1)-1) 高齢運転者に対する対策の強化	運転リスクが特に高い高齢運転者に対する実車試験や「安全運転サポート車」限定免許といった高齢運転者対策の強化について検討を進め、本年度内に方向性を得る。	警察庁 (交通局)
2(1)-1) 自動車アセスメントの拡充による先進安全技術の普及促進	自動車アセスメントにおいて、対自転車の衝突被害軽減ブレーキなど高齢運転者による事故の防止や被害軽減に効果がある先進安全技術を評価の対象に加える等の充実を図り、これらの技術の普及を促進する。	国土交通省 (自動車局)
2(1)-1) 「安全運転サポート車」の普及啓発等	身体機能の低下に伴う運転リスクを排除するため、加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育等を推進するとともに、運転免許センター等の警察施設を活用した試乗会や高齢者講習等のあらゆる機会を活用した広報啓発により、「安全運転サポート車」の普及啓発を推進する。	警察庁 (交通局)
2(1)-2) 後付け安全運転支援装置の開発促進と普及啓発	自動車メーカーに対して後付けの安全運転支援装置の装備拡大に向けて一層の開発を要請する。あわせて、国などによる後付け装置の性能認定制度の創設及び来年度からの実施について検討する。	国土交通省 (自動車局)
2(1)-3) 新たな先進安全技術の開発促進	走行中の道路の制限速度を検出・取得し、制限速度以上に速度が出ないように制御を行うISA(自動速度制御装置)について、本年内に技術要件等に係るガイドラインを策定する。	国土交通省 (自動車局)
2(2) 運転適性相談の更なる充実強化	運転に不安を覚える高齢者等からの相談を受け付ける運転適性相談について、専門知識を有する職員の更なる配置を推進するなど、相談体制の充実を図るとともに、国民に親しみやすい名称への変更を検討する。また、電話窓口ダイヤルを全国統一のものにするなど、運転適性相談の一層の周知を図る。これら運転適性相談の更なる充実強化について、本年度内に取り組む。	警察庁 (交通局)

	施策名(更新版)	施策の内容	担当省庁
2(2)	自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の周知	高齢者に対する支援施策がより一層充実したものとなるよう関係機関・団体等に働き掛けるとともに、自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策を周知するための広報啓発活動を本年度内に強化する。 地域における高齢者の暮らしに丁寧に配慮した円滑な自主返納に係る地方公共団体のグッドプラクティスを周知し横展開を促す。	警察庁 (交通局) 内閣府 (共生社会政策担当) 総務省 (自治行政局)
1(2)	高齢者講習等の円滑な実施	認知症対策の強化等を内容とする平成27年改正道路交通法を的確に運用するとともに、高齢者講習等の実施体制を確保し、長期の受講待ちを解消するなど、高齢者講習等の円滑な実施を図るため、本年3月から開始している高齢者講習等の運用の弾力化等の諸対策を引き続き推進する。	警察庁 (交通局)
2(2)	医師の診断体制の確保	医師会等関係団体との連携を強化し、認知機能検査等で認知症のおそれがある(第1分類)とされた者の円滑な診断体制を引き続き確保する。	警察庁 (交通局) 厚生労働省 (老健局)
2(2)	認知症のおそれがあると判定された者等へのサポート	認知機能検査で認知症のおそれがある(第1分類)と判定された者、自主返納者や自主返納を検討している本人や家族等について、関係機関が関連情報を共有するなどのサポートを引き続き行う。	警察庁 (交通局) 厚生労働省 (老健局)
2(3)	高速道路における逆走対策の一層の推進	重大事故に繋がる可能性の高い高速道路での逆走対策について、過去の発生状況を分析する等により、インターチェンジやジャンクション部等でラバーポールや大型矢印路面標示の設置といった物理的・視覚的な対策を継続するとともに、行き先を間違えた車に対する安全・適切な誘導や平成30年度に民間企業から公募・選定した画像解析やレーダー技術を活用した検知システム、ETC2.0等を活用した順走車及び逆走車両への警告システム等の逆走対策技術を本年度から積極的に展開する。	国土交通省 (道路局)
2(3)	高齢運転者が安心して移動可能な道路空間の構築	高齢運転者も安心して移動可能な道路空間を構築するため、道路拡幅や標識・標示等の整備による視距や視認性の向上のほか、バリアフリー化、安心して横断が可能となるような交差点の改良等を推進するとともに、生活道路エリアから幹線道路への自動車交通の転換を図る。	国土交通省 (道路局)

「高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実」に関する施策

	施策名	施策の内容	担当省庁
3(1)	地域交通のイノベーションに向けた計画・支援制度の見直し	地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AI等新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等のあり方の検討を行い、次期通常国会を目指し、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。	国土交通省 (総合政策局)
3(1)	タクシーの相乗り導入に向けたルール整備	限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、全国のタクシー事業者を対象とした導入に向け、本年度内に道路運送法上の通達などの整備を図る。	国土交通省 (自動車局)
3(1)	定額タクシー運賃の導入	運転免許を返納した高齢者の通院など、各地域の実情に応じた移動ニーズに対応するサービスとして、事業者が利用可能区域、利用回数等の条件を定めた上で、条件の範囲内で一定期間、定額で乗り放題とする運賃の導入を検討し、本年度中に道路運送法上の通達などの整備を図る。	国土交通省 (自動車局)
3(1)	マイナンバーカードによる公共交通機関に係る敬老パスの利便性向上	公共交通の割引料金計算や精算等の自動化を実現するため、高齢者等が使用する紙の敬老パスや割引券に代わり、マイナンバーカードを活用する実証事業を、平成29年度に群馬県前橋市において実施。同市においては、当該実証を踏まえ、平成30年度から実運用を開始した。同市の取組を、地方公共団体等へ周知等を行うことで、他地域への横展開を目指す。	総務省 (情報流通行政局)
3(1)	公共交通機関等におけるバリアフリー化の推進	高齢者が公共交通機関等を利用しやすい環境を整備するため、バリアフリー法に基づき、公共交通機関におけるハード・ソフト両面の更なるバリアフリー化を推進するとともに、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想を通じた地域の面的・一体的なバリアフリー化を推進する。今後は、本年度中にバリアフリー整備ガイドラインを改訂するほか、来年度中にバリアフリー整備目標の見直しを行う。	国土交通省 (総合政策局)
3(1)	高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けた地方公共団体等との連携	乗合タクシーなど、高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けて、事業者と地方公共団体等が連携して取り組むことができるよう引き続き支援を行っていく。	国土交通省 (総合政策局) (自動車局)
3(1)	高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成の働きかけ	公共交通機関の高齢者向け割引等の導入について、地方公共団体による適切な助成が円滑に実施されるよう、各地方公共団体や交通事業者に対し、働き掛けを行う。具体的には、シニアパス等、公共交通利用促進施策について、自治体横断的な情報提供を平成29年8月に実施しており、今後も引き続き働きかけを行っていく。	国土交通省 (総合政策局)
3(1)	地方公共団体等に対する地域の公共交通に係る制度や手続の周知徹底	地方運輸局等による地域公共交通網形成計画等の策定支援やセミナー等を通じ、地方公共団体等への公共交通に係る制度や手続の周知を引き続き実施していく。	国土交通省 (総合政策局)
3(1)	地方公共団体に対して地方運輸局が企画立案段階から幅広く支援していく取組の更なる活用	地方運輸局等より、取組を行おうとする地方公共団体に対して、引き続き積極的に働きかけを実施していく。	国土交通省 (総合政策局)

	施策名	施策の内容	担当省庁
3(1)	過疎地域におけるサービス維持のための取組	平成29年5月31日付けで地方運輸局等に対し事務連絡を发出し、過疎地におけるタクシーの最低車両数の緩和等に関する取扱いについて指示を実施。平成30年3月30日に省令を公布・施行するとともに同日付けで通達を发出し、ICTを活用した点呼を導入。現在も継続して運用している。	国土交通省 (自動車局)
3(1)	地域運営組織等による高齢者移動手段確保への地方財政措置	地域運営組織等が生活支援の一環として取り組む移動手段の確保(高齢者の送迎等)について、地方財政措置の対象となっていることを明確化するため、対象経費のメニューに明確に位置付けた上で、地方公共団体に対し周知を行う。	総務省 (自治行政局)
3(2)	自家用有償旅客運送の実施の円滑化	交通事業者が自らのノウハウにより協力する。具体的には、委託を受ける或いは実施主体に参画する場合の法制を次期通常国会を目指し、整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続を容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。 対象地域である交通空白地の明確化を図るため、生活実態を踏まえ、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについて本年度中にガイドラインを策定する。上記法整備に併せて、広域的な取組の促進の観点から、地域公共交通網形成計画(地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独または複数で作成)に自家用有償旅客運送の導入を位置づけた場合の手続を簡素化する措置を講じる。	国土交通省 (自動車局)
3(2)	介護サービスと輸送サービスの連携強化 (介護保険制度に基づいて実施される移動支援サービスについて、さらに普及・促進)	介護保険制度に基づいて実施される移動支援サービスについて、平成29年6月に介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインに対象者や補助の対象を明記し、自治体へ通知したほか、同年7月に地方支分部局等に対し、交通部局と福祉部局の連携強化について周知を実施した。さらに、移動支援サービスを実施している市町村の実施例を整理し、同年9月に自治体に通知した。 今後、サービスの普及・促進を図るため、本年度中に自治体における取組状況の実態把握を行うとともに、自治体における実施例を収集し、その後速やかにその周知を行う。	厚生労働省 (老健局) 国土交通省 (総合政策局)
3(2)	スクールバス等への混乗	「地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針」を平成30年4月に改正し、地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項として、スクールバス等の路線バスへの一本化について追記。今年度中に自治体における取組状況の実態把握を行うとともに、これを踏まえて、来年度中に基本方針の記載内容の見直しを行う。	国土交通省 (総合政策局) (自動車局)
3(2)	自家用有償運送の活用(検討プロセスのガイドライン化)	平成30年3月30日付けで地方運輸局等に対し通達を发出し、自家用有償運送を円滑に導入するための検討プロセスをガイドライン化。現在も継続して運用している。	国土交通省 (自動車局)
3(2)	自家用有償運送の活用(市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化)	平成29年8月31日付けで地方運輸局等に対し通達を发出し、市町村が主体となる自家用有償運送において、持ち込み車両の使用や区域運行を可能とする規制緩和を実施。現在も継続して運用している。	国土交通省 (自動車局)
3(2)	自家用有償運送の活用(地方公共団体等に対する制度の周知徹底)	平成30年4月に自家用有償旅客運送の導入等に係る手続き、検討プロセスに係るガイドライン、運営協議会の運営方法等について記載した「自家用有償旅客運送ハンドブック」を作成し、地方運輸局等を通じて地方公共団体等関係者へ配布するなど周知を実施している。	国土交通省 (自動車局)

	施策名	施策の内容	担当省庁
3(2)	介護サービス・輸送サービスの事業制度及び関係性についての情報提供	交通事業者等が介護サービスを実施しようとする場合又は介護事業者等が輸送サービスを実施しようとする場合のため、双方の事業制度及び関係性について整理の上、情報提供を行う。具体的には、介護・福祉と関連した輸送サービスの制度整理をするため、パンフレットを作成し、ホームページで公表済み。平成30年度は、パンフレットをより見やすい形にする改訂作業を行っており、本年夏までに改訂版を公表予定。	国土交通省 (総合政策局)
3(2)	許可・登録を要しない輸送のモデルについてパンフレット等で情報提供	事業者やボランティア等の各主体が支障なく許可・登録を要しない輸送を実施できるよう、手法・手続き等を明確化するパンフレットを作成し、ホームページで公表済み。平成30年度は、パンフレットをより見やすい形にする改訂作業を行っており、本年夏までに改訂版を公表予定。	国土交通省 (総合政策局)
3(2)	許可・登録を要しない輸送(「互助」による輸送)の明確化(ルールの明確化)	道路運送法上の許可・登録を要しない輸送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化し、平成30年3月30日付けで地方運輸局等に対し通達を发出。営利を目的としない「互助」による輸送のためにNPOが地方公共団体の車両を活用するなど、運送の対価に当たらない支援を例示し、平成29年8月25日付けで通達を发出。現在も継続して運用している。	国土交通省 (自動車局)
3(2)	事故発生時の責任の所在等の考え方や運転者の教育の必要性についての明確化、保険商品の開発等の働き掛け(一部保険会社にて商品開発中)	パンフレットにおいて、許可・登録を要しない輸送に関する事故発生時の責任の所在、保険の加入状況等の明示、運転者教育の考え方について記載した。また、ボランティア輸送に資する保険商品の開発について、保険会社各社に働きかけを実施しており、現在一部保険会社において商品を開発中。	国土交通省 (総合政策局)
3(3)	MaaSなど新たなモビリティサービスの推進	MaaS等の実現に向け、協調領域におけるオープン化すべきデータの整理やシステム連携可能なAPIなどに関し、官民の検討会において、本年度内にガイドラインを策定する。同時に、交通事業者や様々なサービス事業者とのデータ連携を容易にする共通データプラットフォームの実現に向けた検討を進める。 新たなモビリティサービスの導入に意欲的に取り組む地域に対する総合的な支援(スマートモビリティチャレンジ)を本年度から開始する。さらに、新型輸送サービスの導入を含む地域特性ごとのモデルづくりや障害となる課題を解決するためのルール整備などを行う。これらを通じ、新たなモビリティサービスについて全国的に取組を拡大する。 事業者による、様々な交通サービスを柔軟な料金で包括的に提供するなどのMaaSのサービスの取組について支援し、必要に応じて制度・運用の緩和、更には必要な環境整備のための新たな仕組み作りを視野に入れて取り組む。	国土交通省 (総合政策局) 経済産業省 (製造産業局)
3(3)	ラストマイル自動走行の開発と実証	国が主導し、最寄駅等と最終目的地をラストマイル自動走行で結ぶシステムの研究開発及び実証を進め、要素技術の確立を行い、民間による早期社会実装を促す。2019年度、地元の実事業者による6ヵ月程度の長期の移動サービス実証を実施し、評価検証を実施する。	経済産業省 (製造産業局) 国土交通省 (自動車局)
3(3)	中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの社会実装に向けた取組	高齢化が進行する中山間地域において人流・物流を確保するため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験等の取組を推進し、来年までの社会実装を目指す。	国土交通省 (道路局)

	施策名	施策の内容	担当省庁
3(3)	自動運転路線バスの開発と実証	国が主導し、自動運転機能を搭載した路線バスの研究開発及び実証を進め、要素技術の確立を行い、民間による早期社会実装を促す。中型自動運転バスを使用した公道実証実験事業を2019年度から2020年度に実施することとしており、2019年度は中型自動運転バスの開発、実証事業者の公募・選定、小型バスを用いたプレ実証を実施する。	経済産業省 (製造産業局) 国土交通省 (自動車局)
3(3)	グリーンスローモビリティ(電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のパブリックモビリティ)の普及・推進	高齢者の運転免許返納後の安全・安心な移動手段の確保等を図るため、環境にやさしく、ラストワンマイルの公共交通を支えるグリーンスローモビリティの普及を推進。地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、来年度までに50地域での実装を目指す。	国土交通省 (総合政策局)
3(3)	多様なモビリティの普及促進	高齢者が利用可能な多様なモビリティについて、来年度から普及促進を図る。	経済産業省 (製造産業局)
3その他	生活利便施設の立地促進による高齢者が暮らしやすいまちづくり	立地適正化計画の居住誘導区域内において、日常生活に必要な病院や小売店舗等の身近な生活利便施設の立地を促進することにより、高齢者等が歩いて生活利便施設にアクセスしやすい環境を整備する。(現在、都市計画基本問題小委員会において議論を進めており、令和元年度中に検討する。)	国土交通省 (都市局)
3その他	自転車損害賠償責任保険等の加入促進	未成年者や高齢者の交通事故に関するリスクに対応するため、全国の地方公共団体による条例制定や国による情報提供の強化等により自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する。	国土交通省 (道路局)